

地域の助け合いを実践する

活動団体を応援します



成田市では、地域に住む方々が互いに助け合う仕組みづくりを促進するため、洗濯やゴミ出しなど簡易な生活援助を提供いただける団体に補助金を交付します（補助額は開設や運営に要する対象経費について1団体10万円まで。詳細はお問い合わせください）。

※この補助金は、介護保険制度上の「訪問型サービスB」として提供されるサービスのみを対象としているため、一定の条件を満たす必要があります。



「訪問型サービスB」とは、介護保険制度における「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」のうち、住民が主体（ボランティアやNPOなど）となつて提供する、介護予防・生活支援サービスの1つです。

対象となる事業

市内在住の要支援者等に対して定期的実施する以下の生活支援サービスの提供
＜内容＞部屋の掃除、洗濯、食事の準備、買い物代行、ゴミ出し、電球交換、その他

提供できるサービスの例



調理・配下膳



ゴミ出し



掃除



洗濯

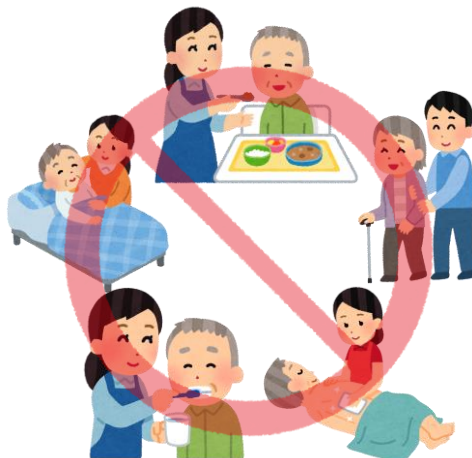


庭の手入れ



買い物の代行

提供できないサービスの例



利用者の身体に直接触れるサービスは提供できません

要支援者等とは

- ・要支援1又は要支援2の認定を受けている方
- ・厚生労働省の基本チェックリストにより事業対象者と判定された方
- ・要介護1～5の認定を受けている方で、当該要介護の認定を受ける前からサービスを利用していた方（継続利用要介護者）

※上記に当てはまらない方にサービス提供を行うことも可能ですが、補助金の対象にはなりません

補助金の対象となる活動団体

- 住民主体サービスの提供に関する規約、規程等を備えていること
- 代表者がいること
- 5人以上で構成されていること（半数以上が成田市在住であること）
- 営利、政治、宗教的活動を目的とするものではないこと
- 活動拠点が市内にあること など

